

インフルエンザ予防接種料の助成

実施期間 10月1日～平成23年3月31日

(昨年度と申請方法が違いますのでご注意ください。)

町では、インフルエンザの予防接種を受けられる方に、予防接種料の一部を助成します。
今年度のインフルエンザワクチンは、従来の「季節性インフルエンザ」と昨年度流行した「新型インフルエンザ」の両方の成分を含んだ「3価ワクチン」での接種となります。



<羽島郡内の指定医療機関で接種する場合>

65歳以上の方の助成

直接医療機関を受診し、医療機関に設置してある予診票を記入のうえ、接種する医療機関に提出してください。自己負担金1,500円を支払い、接種を受けてください。(接種後、役場に申請する必要はありません。)

【対象者】 町内に住民票のある接種日に65歳以上の方

【助成額】 一人1回のみ、接種料から自己負担金1,500円を差し引いた金額

【持ち物】 保険証等(住所、生年月日のわかるもの)

60～64歳の方の助成

直接医療機関を受診し、医療機関に設置してある「インフルエンザ予防接種料に関する助成申請書」に必要事項を記入のうえ、接種する医療機関に提出してください。自己負担金1,500円を支払い、接種を受けてください。(接種後、役場に申請する必要はありません。)

【対象者】 町内に住民票のある接種日に60～64歳の方

【助成額】 一人1回のみ、接種料から自己負担金1,500円を差し引いた金額

【持ち物】 保険証等(住所、生年月日のわかるもの)、印鑑(申請書に必要です)

低所得者の方の助成(60歳以上の方も対象です)

昨年度の新型インフルエンザワクチン接種時と同様に、生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方に予防接種費用を助成します。医療機関に役場が発行する「助成対象者証」を提出すれば、無料で接種を受けられます。対象の方には「助成対象者証」をお渡ししますので、接種前に役場福祉健康課、福祉健康センターへお越しください。接種後、役場に申請する必要はありません。

***対象者** 町内に住民票のある生活保護世帯、及び市町村民税非課税世帯の方(60歳以上の方も対象です)

***助成額** 全額(自己負担はありません)13歳未満の方は2回分まで、13歳以上の方は1回分のみ助成します。
(基礎疾患を有する方であって、著しく免疫が抑制されていると考えられる方は2回接種可)

